在宅医療体制強化事業　Ｑ＆Ａ

**【１．全体について】**

|  |
| --- |
| Ｑ１（補助対象期間）  本事業の補助対象期間はいつになるのか。 |

Ａ１：

本事業は、令和５年4月1日から令和６年3月31日です。同期間の経費が補助の対象になります。

|  |
| --- |
| Ｑ２（補助対象者）  補助対象者となる条件は何か。 |

Ａ２：

本事業の補助対象は、Ａ）機能強化型在支診等を目指す診療所・病院もしくはＢ）グループ診療等体制（最低２病院、３診療所及び１訪問看護ステーション）を構築・運営する診療所・病院を対象としています。

なお、Ａ）の要件での申請の場合は、事業終了時点で機能強化型在支診等の施設基準（看取り数等の過去の実績を除く）を充足していることを要件としています。（単独型、連携型問わず）

**【２．システム導入に係る経費】**

|  |
| --- |
| Ｑ３（事業実施）  今年度に納品が必要か。 |

Ａ３：

　補助金申請の事業年度内（令和６年３月３１日まで）に納品が必要です。

|  |
| --- |
| Ｑ４（セキュリティ基準）  システムの導入にあたり、遵守すべきセキュリティ基準はあるか。 |

Ａ４：

最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」など厚労省の規定等を遵守してください。

|  |
| --- |
| Ｑ５（随意契約）  システムの導入にあたって、特定の業者に対する随意契約で構わないか。 |

Ａ５：

　交付要綱に記載のとおり、補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等、地方公共団体における手続に準拠してください。

発注単位で１０万円以上となる場合は、業者の選定にあたって、２社以上の見積もり合わせが必要です。どうしても随意契約となる場合は、随意契約をすべき理由を明確にする必要があります。

**【３．事務職員の雇用に係る経費】**

|  |
| --- |
| Ｑ６（事務職員の雇用）  事務職員が非常勤である場合は、補助の対象となるのか。あるいは、直接雇用せず派遣職員の場合は、補助の対象となるのか |

Ａ６：

　常勤・非常勤問わず、対象となります。また、派遣職員に係る経費も対象となります。

|  |
| --- |
| Ｑ７（雇用の形態）  本事業の事務を、新たに雇用した者でなく、既に雇用している事務職員が行う予定です。この場合は、補助対象となるのか。 |

Ａ７：

　補助対象としている事務職員は、機能強化型在支診等の加算もしくはグループ診療等体制の構築・運営を目指すにあたり必要な事務を行う者であり、新たに雇用する方でも、既に雇用している方でも対象となります。

　また、専門職（医師、看護師等）が事務的業務を兼任している場合は、雇用経費のうち事務作業時間分を算出のうえ申請してください。